

避難所運営マニュアル概要版

一人ひとりが作業を分担し、助け合って避難所の運営に協力してください。
避難所を開設し、運営するのは、避難してきた皆さん自身です。

当面の活動を指示するリーダーを決めて、各チーム長を指名することによりチームごとに作業を進めます。

まずは津波からの避難を最優先に実施してください。

段階	必要な活動	内容
避難所を開設 するための準備	マニュアルの準備	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員・宿直またはキーボックス内から鍵を入手して解錠 ●避難所運営マニュアル保管ボックスを取り出す
	マニュアルに沿って、以下の作業ごとにチームを作ります。	
	避難所の安全確認	<ul style="list-style-type: none"> ●「避難所確認チェック表」を使用して安全確認
	受付の設置	<ul style="list-style-type: none"> ●受付の設置
	避難所の区割り	<ul style="list-style-type: none"> ●居住スペース（体育館）の区割り
避難者の受け入れ	トイレの確保	<ul style="list-style-type: none"> ●簡易トイレ等を使用してトイレの確保
	避難者の受付	<ul style="list-style-type: none"> ●避難者の受付
	居住スペースへの誘導	<ul style="list-style-type: none"> ●居住スペースに入り、避難者カードを記入し、誘導チームに渡す
	トイレの巡回確認	<ul style="list-style-type: none"> ●トイレの使用状況を巡回確認
	傷病者の把握・応急対応	<ul style="list-style-type: none"> ●傷病者や要配慮者が避難してきた場合は所定のスペースへ
	要配慮者の把握・生活支援	
	ペットの受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ●ペットはケージに入れてペットスペースへ
	食料・物資の配給	<ul style="list-style-type: none"> ●食料や物資の配給（各自持参したものや備蓄品で対応）
	被災者への情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ●掲示板等で情報を伝達する
	災害対策本部との連絡	<ul style="list-style-type: none"> ●移動系防災行政無線を使用し災害対策本部と連絡
運営	避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> ●必要な班に分かれて、協力して運営
撤収	避難所の撤収	<ul style="list-style-type: none"> ●全員で掃除して撤収します。

避難所の受け入れ準備ができるまでは、避難者は屋外で待機してください。

避難所を開設するための準備

避難者の状況を把握するため、避難者カードによる管理にご協力ください。

避難者の受け入れ

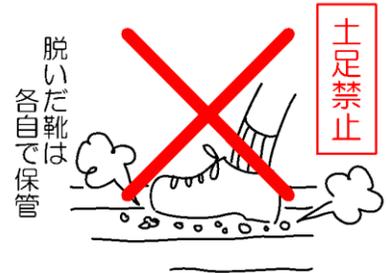
避難者の皆さんで交代しながら、避難所運営を行います。

運営

撤収

＜避難所全体のルール＞

- 避難所は、避難所運営委員会及び避難者が主体となって運営します。
- 避難所の開設期間は、水道・ガス・電気などのライフラインが復旧する頃までを目途とします。
- 居住スペースは土足禁止とし、脱いだ靴は各自で保管します。
- 居住スペースは、一定落ち着いてきた時点で再配置を行います。
- 衛生の観点から定期的に生活場所を移動し清掃を行います。ご協力ください。
- 被災により危険が生じた部屋は使用できません。「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」等の張り紙の内容には必ず従ってください。
- 入浴、医療・保健などの巡回相談、各種情報提供のための相談窓口といった生活サービスは、提供できるようになれば情報掲示板などでご案内します。食料・物資と同様に、原則、登録いただいた避難者名簿に基づき、全ての避難者に提供されます。
- 施設内全面禁煙なので、喫煙は施設外の喫煙スペースでお願いします。
- 大規模な余震により、津波や建物使用禁止の恐れがある場合は、再避難も考えられます。その場合は落ち着いて避難所運営委員会からの指示に従ってください。



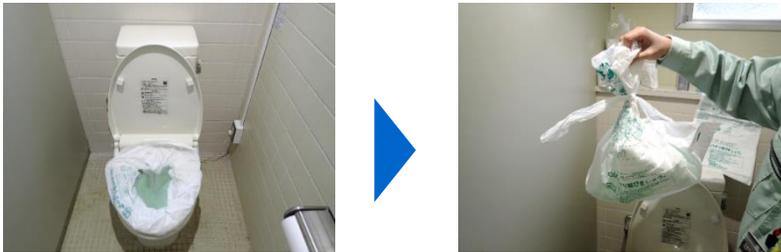
<トイレの使用ルール>

【トイレの使用について①】

水洗トイレで配管が破損している、もしくは状況が不明な場合

- 配管の破損状況が確認できないため、水を流すことは禁止とします。
- 携帯トイレを使用して、個室スペースとして利用します。

携帯トイレの使用方法イメージ



【トイレの使用について②】

便器が破損するなど、危険な状況にある場合

- 施設内のトイレは立入禁止とします。
- 屋外に仮設トイレを設置します。
- 簡易トイレや携帯トイレを用いる場合は、テントなどを利用して、プライバシーを保護するスペースを確保します。

簡易トイレ、携帯トイレのイメージ

仮設トイレのイメージ



簡易トイレ

※組み立てが必要な
ものもあります。



携帯トイレ



◎共通事項

- ※体調不良の方とその他の方が利用するトイレを分けて使用できるようにします。
- ※トイレの出入り口に消毒液を設置します。